

ひろしま感性イノベーション推進協議会 運營業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

ひろしま感性イノベーション推進協議会運營業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月10日まで

3 業務の目的

ひろしま感性イノベーション推進協議会（以下「協議会」という）の活動を通じて、感性工学・人間工学（以下「感性工学等」という）を取り入れたものづくりを推進し、人間のもつ「感性」という新たな価値軸を活用した製品の差別化による高収益構造を実現することを目的とする。

4 現状と課題

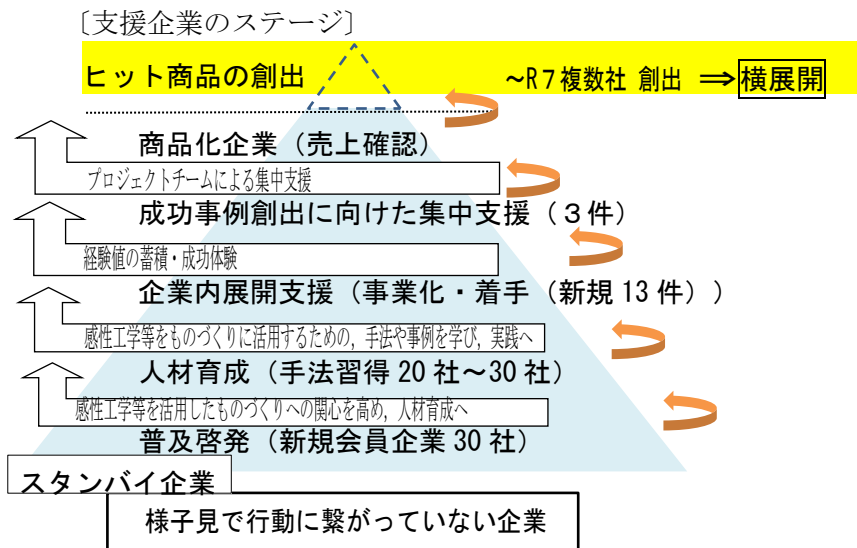
これまでの活動から得られた課題等については、次のとおりである。これらを踏まえて、企画提案を行うこと。

- 感性工学の知名度が低い。
- 様子見のスタンバイ企業が多い。
- 講座やセミナー受講から「事業化・着手」へ進む企業が少ない。
人材育成講座やセミナーを受講しても、その後の支援は単発に留まる企業が多い。
- 「事業化」から「商品化」へ進む企業が少ない。
はっきりとした成果になっていない。一旦取り組んだらそれきりの企業が多い。
- 「商品化」しても次の商品開発に繋がっていない。
担当者が異動・退職するとノウハウが失われるため、経営者層の理解が必要。
- 協力可能な専門家の数と領域が不明確。
- 現行のモニター制度の調査手法や実施体制が運用困難な状況にある。

5 業務の目標

本業務の目標を次のとおり定める。

目標
協議会活動の活性化に伴い、知名度も向上し、会員企業数が増加することにより感性工学等の手法を活用する企業増につなげていく。 様子見のスタンバイ企業を事業化・着手企業へ押し上げ、商品化・ヒット商品の創出へ繋げて具体的な成功事例を創出し、横展開を図る。
○令和5年度の目標
・新規会員企業数：30社
・企業が感性工学等を活用する手法を習得：20～30社（努力目標）
・事業化・着手件数（関係機関等とのマッチング含む）：新規13件程度
・プロジェクトチームによる集中支援：3件程度（努力目標）
・関係機関との連携強化及び企業向け鳥瞰図の作成
・専門家の領域整理
・モニター制度の改正



6 業務内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

「5 業務の目標」の「令和5年度の目標」達成に繋がるよう、企画を提案すること。

(1) 普及啓発 (目標：新規会員企業数 30 社)

企業が、感性工学等を活用したもものづくりに関心を持ち、協議会活動へ自ら参加することに繋がる活動を行う。

(2) 人材育成 (努力目標：20~30 社)

企業が感性工学等を活用したもものづくりに自社で取り組むために必要な考え方や手法の習得を促進する活動を行う。

(3) 企業内展開支援

(目標：事業化・着手支援新規 13 件程度、努力目標：プロジェクトチームによる集中支援 3 件程度)

企業が感性工学等を活用したもものづくりを実践することを支援する。

また、具体的な成功事例を創出し他社への横展開を図るため、成果創出が期待できる企業に対し、プロデューサーの下でプロジェクトチームによる集中支援を行う。

なお、企業支援にあたって、次の協議会制度を利用することができる。

○ ひろしま感性専門家派遣制度

企業における商品開発を促進するため、感性工学等を活用したもものづくりに関係する知見を有する専門家を派遣する制度。

- ・対象：会員企業
- ・別紙1 「ひろしま感性専門家派遣制度実施要綱」を参照。

○ ひろしま感性モニター制度

人の感性を商品開発に活用するため、会員企業の相互協力に依るモニター調査を実施する制度。

- ・対象：会員企業
- ・別紙2 「ひろしま感性モニター制度実施要綱」及び別紙3 「『ひろしま感性モニター制度』における情報の取扱いに関する同意について」を参照。

(4) 地域連携

県内の関係機関等との連携を強化し、一貫した企業支援体制を整備する。令和5年度は、別紙4「鳥瞰図（R4年度 連携支援機関向け）」を踏まえ、企業向けの鳥瞰図が完成するよう関係機関と調整する。また、用語の意味について、別紙5「用語説明」を参照すること。

【関係機関】

- ・ 国立大学法人広島大学 人間拡張実装プロジェクト研究センター 感性実装ラボ
- ・ 公益財団法人中国地域創造研究センター（質感色感研究会）
- ・ 中国経済産業局
- ・ 公益財団法人ひろしま産業振興機構
- ・ 広島県立総合技術研究所
- ・ 広島市工業技術センター
- ・ 一般社団法人感性実装センター

(5) 登録専門家の領域整理

「ひろしま感性専門家派遣制度」に登録されている専門家について、より詳細な専門領域や支援可能なものづくりの領域を調査し、報告書を提出する。（様式は任意）

(6) 「ひろしま感性モニター制度」の改正案の提案

感性工学等を活用したものづくりに有益なモニター調査の手法及び実施体制を委託者へ提案する。（様式は任意）

受託者は、改正案について進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。

(7) 業務体制

業務に次の者を各1名以上配置することとし、兼務は原則、認めない。業務の開始に際し、実施体制を届け出ること。（様式は任意）

ア プロデューサー

協議会による企業支援において、方向性の検討、支援着手時に企業の抱える課題や支援内容の整理等、プロジェクトが正しく進行するよう機能させる役割を担う。

イ 担当者

プロデューサーの方針や企画に基づき、普及啓発や人材育成、企業内展開支援等の事業を進めることとする。なお、プロデューサー及び責任者との兼務は認めない。

ウ 責任者

担当者を指揮・監督、必要に応じて指導し、委託者からの要望や疑義等に対して、主体的に回答することとする。

7 実績報告及び検査

(1) 約款第30条第1項の規定による業務完了の通知は、業務完了の日から起算して10日後、または令和6年3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する。

(2) 実績報告書は正本1部と、電子媒体（CD又はDVD）をあわせて提出することとし、ファイルの形式はPDF及び機械判読可能な形式のファイル（Word、PowerPoint等）とする。

(3) 協議会は、約款第30条第2項に基づく検査の結果の通知に合わせて委託料の額を確定し通知する。この場合において、委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の実支出額（業務

の 実施に伴って発生した収入がある場合は、業務の実施に要した経費から、得られた収入を差し引いた額)と契約書に定める「4 委託料限度額」のいずれか低い額とする。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として協議会に帰属する。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本委託業務に関し、受託者が、協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別に定める個人情報等取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を遵守しなければならない。

9 参加資格

複数企業で構成されるグループ（以下、「企業グループ」という。）により応募する場合は次の要件を満たしていること。

(1) 企業グループの代表事業者は本事業実施要領のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」の(1)から(6)に掲げる各要件を満たすこと。

(2) 企業グループのすべての構成員は本事業実施要領のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格の(1)、(2)及び(3)の各要件を満たすこと。

(3) 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務のプロポーザルに参加していないこと。

10 その他

(1) 受託者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。

(2) 受託者及び委託者は、双方ともに、業務実施等にあたり不明な点や変更の必要があると認められる場合には速やかに協議を行うこと。